

「令和 8 年度大阪府持続可能な観光の実現に向けた調査業務」仕様書

1. 業務名

令和 8 年度大阪府持続可能な観光の実現に向けた調査業務

2. 業務目的

大阪府では、平成 24 年より世界的な創造都市の実現に向け「大阪都市魅力創造戦略」を策定し、世界の都市間競争に打ち勝つ都市魅力の創造・発信などに取り組んでいる。

先般、令和 8 年度から令和 12 年度を計画期間とする「大阪都市魅力創造戦略 2030」を新たに策定し、2025 年大阪・関西万博の開催で高まった世界からの注目度や都市の勢いを「万博レガシー」としてつなげ、訪れる人々が楽しくなるよう、日本を代表する国際観光拠点の実現を図ることとしている。

戦略では、「都市魅力ブランドの確立」と「持続可能な観光の実現」の視点を掲げ、大阪の進取の気風や創造性を生かした多彩な都市魅力の創出を図るとともに、大阪を訪れる人と受入地域の双方が安全・安心で、快適に過ごせる「おもてなし力」や受入環境の充実を図る必要性を記している。

そのため、本業務では、大阪府において、観光誘客や受入環境整備を効果的に展開するにあたり、①観光客・地域住民・事業者の大阪観光に対するニーズや意識を深く汲み取る調査・分析、②観光施策を実施するための宿泊税制度に関する調査・分析、③観光客の滞在時間や消費拡大に資する「夜間観光」の促進に向けた調査・分析を実施することを目的とする。

■参考：大阪都市魅力創造戦略 2030（大阪府 WEB サイト）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070070/toshimiryoku/toshimiryokusen/index.html>

3. 契約期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日（水曜日）まで

4. 委託上限額

39,500 千円（消費税及び地方消費税を含む） ※本事業を実施するすべての経費を含む。

5. 委託業務内容及び提案を求める事項

（1）大阪観光に対する意識及び「宿泊税」の認知度等に関する調査

大阪の都市魅力のさらなる向上を図るためには、府民・観光客がともに満足でき、それぞれのニーズに応じた施策推進が必要であり、宿泊税を活用した効果的な観光事業を展開することが重要である。

それらの検討に向け、大阪府民、来阪観光客（国内・国外）、府内の宿泊事業者を対象として、大阪の観光に関する現状や特性、ニーズ、課題、満足度、宿泊税制度及びその活用事業への認知度などを把握するための調査を行うこと。調査にあたっては、次の内容を基本として、より効果的な調査となるよう企画提案すること。

ア. 大阪府民への調査

大阪府民に対し、大阪の観光の現状や満足度について、インターネットを利用したアンケート調査を実施すること。

【調査内容】

大阪の観光に関する現状や特性、ニーズ、課題、満足度、宿泊税制度及びその活用事業への認知度

イ. 観光客（国内・国外）への調査

大阪府内の交通拠点や観光施設等において、来阪観光客（国内・国外）に対し、面接聴取等の方法により、大阪観光への満足度やニーズ、今後への期待などについて、アンケート調査を実施すること。

【調査内容】

大阪の観光に関する現状や特性、ニーズ、課題、満足度、宿泊税制度及びその活用事業への認知度

ウ. 宿泊事業者への調査

宿泊税の特別徴収義務者となっている全ての宿泊事業者（約 3,500 施設）に対し、宿泊税制度の運用や活用事業への意見などについて、調査票の郵送によるアンケート調査を実施すること。

【調査内容】

宿泊税制度及びその活用事業への認知度

【(1) 留意点】

ア～ウ 共通	○各対象者に対する調査の設問数は、20～40 問程度とすること。 ○調査内容（設問項目）は、より効果的な分析ができるよう、大阪府と受注者にて詳細を協議の上で決定すること。 ※宿泊税関連の調査については、大阪府が令和 7 年度に実施した「宿泊税認知度等に関する調査」の内容も参考にすること。 ＜https://www.pref.osaka.lg.jp/o070070/toshimiryoku/syukuhakuzeinintidotyosa.html＞ ○回答者へのノベルティ提供や抽選による景品提供など、必要に応じて、回答率を高めるための取組を講じること。 ○調査に必要な調査票やノベルティ等は、すべて受注者の負担において用意すること。
ア	○18 歳以上的大阪府民（日本国籍の有無は問わない）に対し、居住地、年齢、性別などの各区分における大阪府の人口割合を考慮した上で、十分な比較・分析が可能となるよう、必要な割付を行うとともに、可能な限り最大限のサンプル数を確保すること。
イ	○サンプル数は、十分な比較・分析が可能となるよう、居住地や年齢、国籍等の主要区分において、必要な割付を行うとともに、可能な限り最大限の数を確保すること。なお、日本人と外国人のサンプル数は同等程度とする。 ※外国人については、国籍別の来阪実績等を考慮し、サンプル数を確保するとともに、必要に応じてウエイト補正を行うこと。 ○調査票は日本語のほか、英語、中国語（簡体字・繁体字）及び韓国語など、調査実施に必要と思われる言語に対応したものを用意すること。 ○国内・国外の観光客の動向や経年変化を把握するため、調査地点は、関西国際空港や大阪国際空港（伊丹空港）等、大阪府内の交通拠点や観光施設等から、将来にわたり定点調査が可

	能で、適切な場所を複数設定すること。 また、調査地点の施設管理者等との調整や手続きを行うこと。 ○調査員数は、1 地点あたり 2 名以上の配置とするなど、適切な調査のために必要な人数を確保するとともに、適当な人数の監督員を配置すること。
ウ	○宿泊事業者の送付先リストは、契約締結後に大阪府から受注者に提供する。 ○特別徴収義務者の 20%以上から回答を回収できるようめざすこと。 ○調査票には QR コードを付し、これを読み取ることで、オンライン上の回答フォームに入力することで回答（以下、「オンライン回答」という。）できるようにし、宿泊事業者が調査票又はオンラインのどちらかの回答方法を選択できるものとする。 ○調査票回答の郵送先は、受注者あてとすること。 ○調査票返却にかかる郵送料金は、調査票を返却した宿泊事業者が負担することのないよう、料金受取人払にするなど、受注者が負担すること。 ○調査票の印刷、調査票を封入する封筒及び返信用封筒に要する経費、オンライン回答フォームの構築・運営に関する費用、データ入力・集約に係る経費等は、全て受注者の負担とする。

（２）大阪の夜間観光に関する調査

令和 12 年に IIR 開業等を控える中、大阪における夜間観光を促進すべきであるとの認識のもと、今後、大阪府域全域にわたるナイトコンテンツの充実を図る必要がある。さらに、ナイトコンテンツの充実を通じて大阪府域全域の観光魅力を向上させることで、観光客の府域周遊を促進し、その経済効果を府域全体へ波及させていくことが重要である。

その実現に向けた検討の基礎資料となるよう、大阪におけるナイトコンテンツの現状や将来予測、潜在ニーズ等について、大阪の特性も踏まえながら総括的に調査・分析を行い、その結果を可視化すること。

また、訪日前外国人旅行者に対して、大阪観光への関心や夜間観光へのニーズについて調査・分析を実施すること。調査にあたっては、次の内容を基本として、より効果的な調査となるよう企画提案すること。

ア．実態調査

大阪府域のナイトコンテンツに関する情報を調査し、その結果を地図上等に可視化して現状がわかるよう整理すること。また、将来、ナイトコンテンツとして活用が期待できるものについても、それがわかるよう可視化して示すこと。

※「ナイトコンテンツ」とは、ナイトタイムエコノミーの対象時間帯である午後 6 時以降から翌朝 6 時までの間に、観光客が楽しめるコンテンツを指す。

◇対象コンテンツ

ライブハウス、クラブ、美術館、夜間イベント会場等の施設で実施されるもの、ナイトイベントなどの既存コンテンツ、朝市、早朝の自然・伝統・文化体験など、朝の時間帯に楽しめるコンテンツ、今後ナイトコンテンツとなり得る潜在的コンテンツ

イ．有識者等ヒアリング調査

大阪における今後の夜間観光の推進に向けて、学識経験者などの有識者およびナイトコンテンツ事業者（文化施設、宿泊事業者、交通事業者、イベント主催者など）に対して、ヒアリングによる調査を実施し、課題抽出とその解決のための手法についてまとめること。

※最低でも 5 名以上（有識者 2 名以上、異業種のコンテンツ事業者 3 名以上）を対象に実施すること。

ウ、訪日前外国人旅行者へのニーズ調査

大阪の認知度、大阪観光への関心や夜間観光へのニーズを把握するため、訪日前の外国人旅行者に対して、インターネットを利用したアンケート調査を実施すること。

【(2) 留意点】

ア～ウ 共通	○事業の主旨を鑑み、上記に加えて必要な調査があれば追加して提案すること。 ○調査内容（設問項目）については、より効果的な調査となるよう、大阪府と受注者にて詳細を協議の上、決定する。
ウ	○調査対象国は、訪日・来阪実績や調査目的、今後の市場動向等を踏まえて、複数の国を設定すること。 ただし、調査対象国は、少なくとも来阪外国人旅行者の主要な市場である東アジア 3 ヶ国（中国、韓国、台湾）に加えて、東南アジア 1 ヶ国（タイ、ベトナム、インドネシア等）及び欧米豪 3 ヶ国（米国、豪州、カナダ、英国等）を含むものとし、各国におけるサンプル数は 300 以上を確保すること。

【(1) および (2) の共通留意点】

一	○調査分析の進め方や手法及び内容については、特定の属性や意見に偏らないよう、客観的なデータや実績等に基づき、妥当性を担保した上で実施すること。 ○調査の設計に当たっては、国や関係機関の既存調査と重複しないようにすること。 ○他府県や海外と比較できるものについては、他府県・海外の調査もあわせて実施すること。 ○調査、研究、分析を適切に実施するためのスキルや経験を有する人員を配置すること。 ○調査設計期間、調査時期や分析期間などは、効果的かつ実現可能な形で提案すること。 ○調査項目の設定や調査結果の収集・管理にあたっては、関係法令を遵守すること。 ○過去に同種同規模の調査を実施した実績がある場合、その概要とともに示すこと。
---	---

《(1) および (2) の提案を求める内容》

提案にあたっては、本業務の目的である①大阪観光に対するニーズ・意識の把握、②宿泊税制度に関する分析、③夜間観光の促進に向けた分析を十分に理解し、それぞれの政策課題に対応した効果的な調査・分析手法を提案すること。

- ◆ 調査手法や内容（調査項目、対象範囲、サンプル数等）について、独自のノウハウや知見を活かして具体的に提案すること。
 - ・調査項目は、将来における社会経済情勢（国内外・大阪府内）や観光分野の世界的ニーズを考慮し、長期的にデータを比較検証することが望ましい内容とし、主な方向性や項目案を提案すること。
 - ・調査目的や分析対象区分、分析精度を踏まえ、必要なサンプル数及びその算出根拠を提案すること。
また、各調査の対象範囲や時期、調査回数について提案すること。
- ◆ 回答率を高めるための手法について提案すること。

(3) データ収集・分析及び報告書の作成

(1) ～ (2) の調査結果や、収集した国・民間等のデータ（（一財）森記念財団及びユーロモニターインターナショナルによる都市ランキングの分析レポートを含む）を集計し、大阪府における観光の実態

を分析すること。必要に応じて、性別、年代、居住地等の区別にクロス集計を行うなど、今後の都市魅力施策の検討に必要と思われる集計・分析を行うこと。

また、調査の内容や収集・分析した調査結果を、各調査ごとに章立てした報告書（本体版）をまとめること。規格は原則A4版（フルカラー・白黒）両面印刷とし、縦置き横書きとすること。また、観光振興施策立案者の立場（視点）から見て、本事業の成果が分かりやすく理解できる表現や図表等を工夫した報告書として作成すること。

加えて、調査結果を端的にまとめた報告書（概要版）を作成すること。規格は原則A4版（フルカラー・白黒）両面印刷とし、横置き横書きとすること。

なお、（２）夜間観光調査については、上記の報告書（本体版・概要版）と切り分け、別冊の報告書（夜間観光版）としても作成すること。

報告書の作成にあたり、使用する電子媒体のソフトはエクセル及びワード、パワーポイントを基本とするが、大阪府と協議の上で決定すること。

【（３）留意点】

一	○国や民間のデータを活用した、比較的平易な調査分析手法についてもあわせて提案すること。 ○各種データの収集に要する費用は、委託費に含むものとする。 ○調査分析の実施にあたっては、（公財）大阪観光局が保有する観光データ等を可能な範囲で提供するため、必要に応じてこれらを有効活用すること。
---	--

《（３）提案を求める内容》

- ◆ 報告書のイメージ（調査まとめの手法や構成）について、独自のノウハウや知見を活かして提案すること。

（４）事業実施体制およびスケジュール

事業委託期間内に計画的かつ効率的に進行できるよう、実施計画を立てるとともに進行管理を行う体制について検討すること。詳細については、着手前に大阪府と協議すること。

《（４）提案を求める内容》

- ◆ 事業の実施体制について提案すること。なお、事業全体を総括する責任者について、既に決定している場合は明記（所属、役職、業務実績等）すること。未定の場合についても、想定している人材の専門分野等に関して提案すること。
- ◆ 事業全体のスケジュール及び（１）から（２）の業務ごとのスケジュールについて、表形式で提案すること。

6. 事業全体にかかる留意点

- ・受託者は、契約締結後における事業の実施に関しては、大阪府の指示に従うこと。
- ・受託者は、業務の具体的な内容については、大阪府と協議の上で決定すること。
- ・受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。
- ・受託者は、事業開始時までには業務実施計画書を大阪府に提出すること。

- ・事業実施状況について、大阪府に随時報告すること。

7. 成果物の提出

受託者が大阪府へ提出する成果物は以下のとおりとする。

(1) 中間報告

受託者は、令和8年12月28日（月曜日）を目途に、それまでに実施した調査結果の概要を大阪府に提出すること。（詳細は、別途受託者に指示する。）なお、成果物は、印刷物の外、電子データでも提出すること。

(2) 最終報告

受託者は、事業終了後、事業完了報告書並びに成果物として、「報告書（本体版・概要版）」（業務5（3）参照）とともに、本事業で実施した調査・分析等（印刷物・データ等）一式を、契約期間内に大阪府に提出すること。（詳細は、別途受託者に指示する。）なお、成果物は、印刷物の外、PDF ファイル形式の電子データでも提出すること。なお、当該電子データは、今後大阪府において、ホームページ等で自由に利用することができるものとする。

8. 著作権等の取り扱い

- ・成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は大阪府が保有する。
- ・成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者に帰属する。
- ・納入される成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

9. 再委託について

採択された委託事業の一部について再委託を行う場合には、あらかじめ再委託先、業務範囲、必要性、金額、履行体制に関する事項を記載した計画書を提出し、大阪府の承認を得ること。ただし、次に該当する場合は、再委託を承認しない。

- ア 業務の主要な部分を再委託すること。
- イ 契約金額の相当部分を再委託すること。
- ウ 公募型プロポーザルにおける他の入札参加者に再委託すること。
- エ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

10. その他

委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じたときは、大阪府と受託者で協議の上、業務を遂行すること。